平成２６年（フ）第１２９７号
横浜市鶴見区駒岡５丁目18番22―301号
債務者　木場　直樹
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９９号
横浜市西区浜松町11番28―805号
債務者　今井千恵子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４６０号
横浜市南区真金町２丁目22番地15　ダイアパレス大通公園501
債務者　大野　正昭
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１９号
北海道旭川市永山３条22丁目１番14号　ラポートハイツＤ
債務者　渡部　聡志
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４９号
北海道旭川市東光３条７丁目１番６号　ライフヒルズ102
債務者　上西　大吉
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５１号
北海道旭川市旭神１条３丁目１番７号
債務者　道川由美子（旧姓松原・武田）
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１２５号
長野県大町市平7525番地市営住宅借馬団地48―61、申立時の住所長野県大町市大町5835番地23
破産者　髙橋　　盛
1　主文　当裁判所が平成26年７月４日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「長野県大町市大町5835番地23」とあるを「長野県大町市平7525番地市営住宅借馬団地48―61、申立時の住所長野県大町市大町5835番地23」と更正する。
2　決定年月日　平成26年９月10日
長野地方裁判所松本支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２４９２号
札幌市北区北31条西13丁目５番８号　メモリアルタウンＮ31Ｂ202号
破産者　山内　昭仁
1　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月５日午後２時30分
平成26年９月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４０６号
大阪市生野区巽東１丁目１番38号　ＪＴＢマンション406号
破産者　北御門眞由美（旧姓谷岡）
1　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
2　一般調査期日　平成26年11月17日午後３時30分
平成26年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０８号
さいたま市南区太田窪２丁目９番22号　ハイム朋智203号
破産者　南波　岳大
1　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
2　一般調査期日　平成26年11月11日午前11時
平成26年９月９日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
和歌山市松江北３丁目２番16号
破産者　榎本産業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
2　一般調査期日　平成26年12月１日午前10時10分
平成26年９月11日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４０３４号
大阪市住之江区南港南１丁目１番198号
破産者　株式会社ＩＷビジネスパートナーズ
1　破産債権の届出期間　平成26年10月15日まで
2　一般調査期日　平成26年11月７日午前11時
平成26年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９号
沖縄県那覇市泊１丁目29番地11　サントピア泊第２―501
破産者　真喜志邦子
1　破産債権の届出期間　平成26年10月16日まで
2　一般調査期日　平成26年11月27日午前10時
平成26年９月11日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５０６号
さいたま市南区大字大谷口2698番地５
破産者　山本　光江
1　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
2　一般調査期日　平成26年11月４日午前11時
平成26年９月９日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４８７号
兵庫県伊丹市中野東３丁目８番地１　松井ハイツ205号、開始決定時大阪府池田市綾羽２丁目３番12号
破産者　田岡　壮一
1　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
2　一般調査期日　平成26年11月17日午後３時30分
平成26年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２５年（フ）第４０号
秋田県大仙市協和境字下台72番地
破産者　有限会社今野舗装施設
破産管財人　荘司　　昊が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　佐々木　優
平成26年９月８日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第４１号
秋田県大仙市協和境字下台72番地
破産者　今野彦左衛門
破産管財人　荘司　　昊が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　佐々木　優
平成26年９月８日　秋田地方裁判所大曲支部

債権者集会等期日変更

平成２４年（フ）第１６８号
埼玉県草加市氷川町325番地
破産者　押切　邦子
平成26年11月７日午前10時と定められていた財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の続行期日を平成26年12月19日午前10時と変更する。
平成26年９月２日
さいたま地方裁判所越谷支部